

みえの食を活用した「おうちごはん料理教室」企画運営業務委託 業務仕様書

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う外出自粛やイベント開催制限が緩和され、経済活動の再開が進みつつあるものの、感染症の収束が見通せない中、自宅での時間の使い方が見直されています。

こうしたなか、オンライン等で県産食材を活用した「おうちごはん教室」を開催することで、単なる「みえの食」の消費拡大だけでなく、「みえの食」の魅力発掘や料理を通じた家族団らんの時間の提供等につなげます。

また、「おうちごはん教室」の会場に子どもたちを招待し、一流のプロの技術を見学する機会を創出することで、若い世代の「食」への関心向上につなげます。

※みえの食とは、三重県内で生産、製造された農林水産物や加工食品などの食材や食材を活用した料理、郷土料理のことを言います。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

みえの食を活用した「おうちごはん料理教室」企画運営業務委託

(2) 委託期間

契約日から令和4年3月25日（金）まで

(3) 委託内容

①「おうちごはん料理教室」の開催

- ・みえの食を活用した「おうちごはん料理教室（以下、「料理教室」という。）」の企画・運営を行ってください。

<料理教室の概要>

開催日程 : 委託契約締結日から2月末までの間に9地区9か所にて開催

会場 : 県内9か所およびオンラインにて配信

料理教室内容 : 地元有名シェフを講師に迎え、シェフが考案した県産食材を活用したレシピによる料理教室をリアルとオンラインのハイブリットで開催します。

参加者 : 一般公募を行うとともに、地域の子どもたちを招待

※会場参加、オンライン参加ともに参加費は無料

(会場参加者の食材費は委託料に含みます。)

<会場参加者については1回あたり10名程度を想定、会場の広さ等の事情により、各回により変動することもあります。>

主催 : 三重県

A. 料理教室の企画・運営全般

- ・料理教室全般の企画運営を行ってください。講師の報償費・旅費は委託費に含めます。
- ・料理教室は、講師が考案したレシピを題材に開催してください。なお、レシピは講師が所在する地域の県産食材を活用したものとしてください。
- ・料理教室が円滑に進行するよう、司会進行やタイムスケジュールを管理する役割のスタッフを配置してください。
- ・参加者の募集や受付、参加決定、食材手配など運営全般にかかる業務も委託に含めます。なお、募集人数よりも多く応募があった際は、県と協議のうえ抽選により参加者を決定してください。
- ・全9回の講師は三重県と協議のうえ調整することとし、各回の開催時期は講師の予定を考慮したうえで決定してください。
- ・料理教室の参加申込の際に、ライブ配信やアーカイブ動画、ダイジェスト動画に映り、出演する可能性があることを事前に承諾を得てください。
- ・料理教室の会場参加者については、傷害保険へ加入してください。

B. 料理教室のライブ配信

- ・料理教室は、全9回をオンラインでのライブ配信を行ってください。なお、オンライン参加者がライブ配信を視聴しながら、料理をすることができるよう配慮を講じてください。
- ・オンライン参加者が料理の過程で会場とコミュニケーションが図れるよう、ZOOM等を使用した双方向型の形式としてください。
※配信に必要なZOOM等のミーティング番号は受託者において準備すること
※複数のツールを組み合わせるライブ配信をすることも可能。
- ・オンライン参加者に対して、料理教室の開催1週間前を目途に、料理教室に必要な食材（分量を含む）やレシピを通知してください。
- ・2台以上のカメラを使用し、適宜カメラを切り替えることができるようにしてください。また、会場全体や料理人の手元が見れるよう配慮してください。
- ・字幕やパワーポイント等による説明を必要に応じて交えてください。
※料理の流れや作り方のポイント、注意点などを事前に料理人と調整のうえ作成すること。
- ・照明を用いてください。
- ・ライブ配信に必要なパソコンを用意してください。
- ・オンライン参加者の状況が把握できるよう24インチ以上のモニターを会場に準備し、設営してください。
- ・各回に必要な機材の設営および撤収を行ってください。
- ・事前にリハーサルを実施し、本番の進行等について講師と確認してください。
- ・配信が途切れないよう、会場の通信状況に応じて、有線LANやインターネット回線、ポケットWi-Fi等、臨機応変にネット環境を準備してください。
- ・円滑にライブ配信を行うため、通信トラブルがあった際にも臨機応変に対応できるよう、通信方法を複数チャンネル準備してください。

C. 講師の招聘および調整

- ・料理教室の講師は県と協議のうえ決定してください。

- ・料理教室の開催時期や会場については、それぞれの講師と調整のうえ決定してください。なお、会場使用料が発生する場合は委託費に含めます。

D. 料理教室に係る募集案内資料・当日資料等の作成等

- ・料理教室の募集案内（フライヤー）及び参加申込書の様式を作成してください。
※参加申込の方法はWEBでの申込でも可
- ・料理教室当日の資料（料理レシピ、通信機器の接続マニュアル、参加者名簿、運営スタッフマニュアル、当日アンケート等）は委託事業者にて作成してください。

E. 参加者に対するアンケート調査

- ・料理教室の参加者に対して、当事業に関するアンケートを実施し、料理教室やみえの食に関するアンケート結果等を取りまとめ、その分析を行い、業務実施報告書に含めてください。

②PRサイトの立ち上げについて

- ・おうちごはん料理教室の参加者募集、PR、アーカイブ動画の視聴等を一元的に発信できるWEBサイトを立ち上げてください。委託契約中の保守管理料等はすべて委託費に含めます。
- ・WEBサイトでは、料理教室の参加者募集や申込をできるような機能を盛り込んでください。
- ・委託期間終了後もHPの移転、改修ができるよう納品時にHPのソースも納品してください

③アーカイブ動画の配信について

- ・ライブ配信の様子は、後日、不要部分をカットのうえ、アーカイブ配信できるようにしてください。
- ・アーカイブ配信の動画は、視聴者が見たいシーンをすぐにみることができるよう、チャプター分けや、目次をつける等の工夫を施してください。
- ・県が指定する動画サイト（YouTubeを予定）のアカウントに作成した動画を投稿してください。

④ダイジェスト動画の作成及び配信について

- ・各回の料理教室の様子について、3～5分程度のダイジェスト動画を撮影してください。
- ・動画は、料理教室全体の雰囲気が伝わるよう、講師のコメントや参加者の声などを盛り込んでください。
- ・動画は、視聴者が料理上注意すべきポイントやコツなどを盛り込んでください。
- ・動画には、講師考案のレシピのほかに、使用食材の紹介や講師の店舗の紹介を盛り込んでください。
- ・動画の構成を検討し、動画の撮影、編集を行ってください。
※構成や撮影場所、撮影日については、県、受託者及び料理人と協議を行ったうえで決定してください。
※写真やスライドをつなげるだけの動画は不可とします。

- ・各回終了後すみやかに配信してください。
- ・県が指定する動画サイト（YouTube を予定）のアカウントに作成した動画を投稿してください。

⑤レシピ動画の作成について

- ・講師が考案したレシピをまとめ、レシピ動画を作成してください。
- ・レシピ動画は1～3分程度の長さとしてください。
- ・レシピ動画には、材料や分量を明記し、料理上注意すべきポイントやコツなどを盛り込んでください。
- ・レシピ動画の内容については適宜講師の確認を受けてください。
- ・レシピ動画の作成にあたり、必要な食材費については委託費に含まれます。
- ・県が指定する動画サイト（YouTube を予定）のアカウントに作成した動画を投稿してください。

⑥事業実施報告書の作成

- ・委託事業活動を記録するとともに、全体を総括し、考察した内容を記載してください。
- ・記載内容には、以下の内容を織り込むこととします。
 - ア. 参加者に対して行ったアンケート結果の内容
 - イ. ライブ配信やダイジェスト動画等の視聴者に関するデータの分析内容
 - ウ. その他
- ・事業実施報告書は、正本1部、副本2部のほか電子データ（CD-ROM等）により提出してください。

⑦その他共通事項

- ・そのほか、メディアのネットワーク等をお持ちの場合は、委託事業者でも声掛けを行っていただき、各種メディアに広く掲載されるよう、効果的な広報活動を実施してください。
- ・業務の実施にあたっては、県と十分な協議を行ってください。
- ・打合せの内容については、打合せ記録を作成し提出してください。

(4) 成果品

業務実施報告書（正本1部、副本2部） 及び
その内容を記録した電子記録媒体（CD-R）（1部）

(5) 納入場所 三重県 雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

(6) 納入期限 令和4年3月25日（金）

3 委託費及び経費等

委託料の範囲で当該事業を行うものとします。

対象事業は、事業の実施に真に必要なものに限ります。

4 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面

で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出してください。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務事業者であることが証明できるものを携帯してください。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

6 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとします。

なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとします。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が①(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

9 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

10 その他、受託上の留意点

- ◇事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとします。
- ◇その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- ◇受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- ◇業務遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ◇契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- ◇この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存すること。
- ◇本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があります。
- ◇本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとします。

11 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課 食の産業振興班
TEL 059-224-2458 FAX 059-224-2078
E-mail syokusan@pref.mie.lg.jp